

令和7年度 一関市立山目小学校

第1回学校運営支援協議会

期 日：令和7年6月30日（月）

時 間：10:30～12:00

会 場：山目小学校 校長室

次 第

進行：副校長

- | | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 開会の言葉 | 10:30 |
| 2 | 校長挨拶 | |
| 3 | 学校運営支援協議会委員の委嘱 | |
| 4 | 授業参観 | 10:50 |
| 5 | 協議 | 11:20 |
| | (1) 役員選出 | |
| | 会 長 () | |
| | 副会長 () | |
| | () | |
| | (2) 令和7年度学校経営について | |
| | (3) 学校の様子について | |
| | (4) その他 | |
| 5 | その他 | |
| 6 | 閉会の言葉 | 12:00 |

令和7年度 一関市立山目小学校
学校運営支援協議会名簿

役職名	氏名	備考
会長	小野寺 邦 芳	山目市民センター所長
副会長	小 岩 成 喜	宮前民区区長
	菊 池 正 人	山目小学校校長
委員	浅 井 多喜子	山目地区主任児童委員
	大 畑 真寿美	はしわクラブ指導員
	千 葉 太 郎	山目小学校PTA会長
	千 葉 美樹子	児童養護施設一関藤の園副園長
	渡 辺 育 恵	セブンイレブン一関幸町店オーナー
	田 中 雅 隆	山目小学校副校長
	阿 部 敏	山目小学校主幹教諭
	渡 辺 史 子	山目小学校PTA事務

2025 山目小学校 改善の方針・内容

- ・子供とかかわる
- ・授業と準備
- ・共有と研修

「学校で大切にしたい時間」を少しでも増やす

1 事務の改善(学校DXの推進)

- 学年通信のプログ化(パスワードで保護者限定)
 - 保護者がHP・まなびポケットを見る習慣 & 教員の発信力向上
 - タブレットでの健康観察・出欠報告(共有シートへの入力 → 担当が出欠黒板記入)
 - 朝の会にみんなで参加し、時刻通り1校時を開始
 - 出席簿、週録、通信表、要録等のデジタル化 □ 経営案の確認シートへの統合
 - 年間計画、週計画、職員会議資料等のGドライブ共有(タブレット、スマホでも確認可)
 - 掲示板の有効活用(朝会・集会での共有情報の精選)
 - 修卒認定会と校内就支委・校内特支委の統合
- (※ □ 家庭調査票のフォームズ入力 & 氏名や住所、電話番号等の記載様式の統一 □ AI所見)

2 学習に係る改善(丸付けを見取りと個別指導に、学習ログの活用)

- 家庭学習はドリル、プリントからICTにシフト(家庭学習でのICT実践を増やす)
 - タブレット持ち帰りの推進、ネットはスマホやテザリングも使うようアナウンス、学習ログの活用研修
 - = 1年生も運動会明けを目的にタブレットを使い始める
- 定着・習熟では子供自身が丸付け、発展への挑戦を(入門期や内容により配慮)

3 学級経営、教科指導の改善(より多くの教員での子供理解と指導支援)

- 教科担任制の推進(1年入門期や内容により配慮、初任教員は専科のT2で学ぶ)
 - 学年学団での交換授業 + 少人数担当や担外による専科 多くの目での児童理解と対応
 - 専科や補教者もスムーズに、どの学級にも対応できる仕組みづくり
 - (机に名前カード設置、指導書や充電庫の鍵等の場所統一 他)
- (※ □ 教科による授業開始時2・3分のルーティーンで、集中力や基礎体力をつける)
(言海・オマス計算・ランニング・縄跳び)(→ 山小タイムの1日減、下校時刻の繰り上げも視野に)

2025 山目小学校 重点

すすんで
学ぶ

「わかる」「できる」
「認められる」授業づくり

- 1 教科担任制の導入
- 2 習熟時間の確保
(より多くの問題に、発展にも挑戦)
(個のペース重視、自分で丸付け)
(教師は見取りと個別指導)
- 3 家庭学習のICT活用を研修
- 4 子供が説明する場面を増やす
- 5 学習ボランティアの導入推進
(実技・校外学習の見守り等)

あかるく
あいさつ

子どもの心の安定
意欲をもたせるかわり

- 1 職員も子供も自分からあいさつ
(関係性をつくる、語りかける)
- 2 子供のアイデアを生かす
楽しい児童会・学級活動
(あいさつ運動・児童会祭り 等)
(お楽しみ会などの学級イベント)
- 3 学級課題の事前対策、早期発見、
速対応のチーム支援
(ちょこっとケース会議)

心とからだを
きたえる

体育授業の運動量確保
運動遊び・体力づくりの推奨

- 1 授業開始時のたっぴりの運動
(鬼ごっこ、マラソン、縄跳び等)
- 2 運動遊び、体力づくりを促す
仕組みと環境づくり
(ドッジボールコート設置、大谷グローブ活用)
(鉄棒、水泳、マラソン、縄跳び名人)
- 3 考えさせる危機対応訓練
(引き渡し訓練、振り返り重視)
- 4 徒歩登校の推奨

2025 山目小学校経営方針（目指す学校像）

【活かしたい強み】

- Ⓔ 明るく素直
- Ⓔ 役割への意欲と責任
- Ⓔ 多様性を受け入れる
- Ⓔ 要支援児や学級へのチームサポート体制
- Ⓔ 職員の前向きなコミュニケーションと協働
- Ⓔ 協力的な家庭、意欲的なPTA活動

【改善したい課題】

- Ⓔ 自分からあいさつ
- Ⓔ 徒歩登校、メディアコントロール
- Ⓔ 多様性の理解と具体対応
- Ⓔ 児童が主体的に学びに向かう授業、力を付ける授業への改善
- Ⓔ 授業、家庭学習でのICTのさらなる有効活用
- Ⓔ 持続可能な教育活動への転換、学校DXや学校ボランティアの推進

151年目のRestart
「当たり前」を大切に
「よろこび」を積み重ねる

ゆたかな心で 助け合う子ども

明るく元気にあいさつする子
 責任をもって行動する子
 よさを認め合い助け合う子

当たり前①
 この学校
 この学級が
 楽しい

あいさつ
 笑顔で
 心つながる
 よろこび

よさや
 がんばりが
 認められる
 よろこび

当たり前②
 自分も
 できる
 やりたい

わかる
 できる
 よろこび

心も体も
 元気な
 よろこび

仲間と
 ぐらし
 学ぶ
 よろこび

健康で ねばり強い子ども
心とからだをきたえる子
 自分で健康と安全を守る子
 目標に向かい努力する子

よく学び よく考える子ども
進んで学習に取り組む子
 よく見よく聴き判断する子
 課題解決に向かい続ける子

強みを活かし自立につなぐ

よさと努力を認め、自信と意欲を高める

笑顔と希望の学校づくり

- 1 子どもも教職員も安心安全で、笑顔と希望がもてる学校
- 2 信頼関係で家庭・地域・同僚とつながり、子どもの自立を育む学校
- 3 職員が前向きにつながり、思いを合わせて教育にあたる学校

職員あつての学校 楽しく働きがいのある職場をつくる

- ◆どうせ忙しいなら楽しく働く
- ◆経験と持ち味を発揮し協働のかけ算パワー
- ◆柔らかく見直しアイデア実行
- ◆互いに関心を持ち、声をかけ合う
- ◆子どもの成長を喜び合う、仕事のがんばりを認め合う

愛ある子どもも理解 家庭・地域・同僚との協力

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。